

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年2月23日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 2/23 (続報)

(ポイント)

● 23日に発表された、標記に係るイスラエルへの入国制限及びイスラエル到着後の自宅待機等の国内感染拡大防止措置に関し、当地関係当局より以下の追加の関連情報を入手しましたので、お知らせします。

・ 追加となった日本に過去14日間以内に滞在した者の入国禁止措置は、2月24日午前8時から適用が開始される。

(イスラエル内務省)

https://www.gov.il/he/departments/news/closing_borders_for_foreigners_who_stayed_in_japan_and_south_korea

・ イスラエル政府はネタニヤフ首相等の声明により、今後、国内の検疫措置を含めた新型コロナウイルスに関する国内感染予防措置を強化し、より厳格に同予防措置を実施していくとしている。

・ そのため、明日午前8時以降、入国禁止措置以外にも、状況によってはイスラエル国内に滞在する入国禁止措置の対象国・地域に過去14日間滞在した者は、自宅待機以外の検疫施設での隔離やホテル等の一時滞在先の受け入れ拒否等が発生する可能性も考えられる。

● 上記状況から、特に現在イスラエルに一時滞在中で、日本等の対象国・地域を出国後14日以内の方におかれては、可能な限り明日(24日)午前8時までにイスラエルからの出国をお勧めします。

(イスラエル保健省)

英語版 <https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語版 <https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/anzen_jouhou.html

(外務省海外安全情報)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2 問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更 (3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更 (3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>